

野田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 33 号

野田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

野田市印鑑条例施行規則（昭和 52 年野田市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この規則は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。